

事 調 第 8 9 9 号

平成30年12月21日

各関係団体の長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の一部改正について

「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について」（平成29年12月19日付け事調第849号）の一部を別紙のとおり改正し、積算基準が平成31年2月1日以降の工事から適用する旨、各（総合）振興局産業振興部長に通知したのでお知らせします。

〔事業管理グループ〕

〔設計施工グループ〕